税務関係部課長会議　会議録

１日　時　令和４年 10 月６日（木）午後１時 30 分～午後２時 40 分
２会　場　愛知県自治センター4 階　大会議室
３当番市　岩倉市
４出席者　県･･･総務局総務部市町村課　税政グループ　主査　安井 裕美子
　　総務局総務部市町村課　税政グループ　主事　長野 志保
　　市･･･名古屋市　税務システム推進課長　神谷 勝美　始め 38 市
　　市長会事務局･･･行政係長　梶浦 稔
　　財政係長　瀧田 崇司
５内　容
（１）開　　会　市長会事務局　財政係長　瀧田 崇司
（２）あいさつ　愛知県総務局総務部市町村課　税政グループ　主査　安井 裕美子

ご紹介にあずかりました、愛知県市町村課税政グループの安井と申します。

本日は課長補佐の福井が業務のため出席できないため、私から代読させていただきます。皆様方におかれましては、日頃から適正な税務行政に御尽力いただき、この場を借りて感謝申し上げます。私からは、ご挨拶にかえまして、情報提供やお願いなどをさせていただきたいと思います。

まず、本日の議題にもなっています森林環境税についてです。これは皆様もご存知の通り、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成 31 年 3 月に成立し、森林環境税については、個人住民税均等割の枠組みを用いて、令和 6 年度から課税することとされています。また、令和４年９月９日付で、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令」、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合を定める件」が公布、告示され、これに伴い、処理基準や非課税及び免除に係る留意事項に関する総務省通知が同日付けで発出されたところです。

各市の皆様方におかれましては、非課税要件及び免除要件を整理していただくことや、課税開始に向けて各種様式の改正、税基幹システムの改修等、準備を進めていただくこととなります。市町村課としましても、今後も情報提供や相談に応じてまいりたいと思います。

最後になりますが、本日の会議が活発な意見交換により、今後の税務行政に資するものとなりますよう祈念させていただきまして、挨拶とさせていただきます。

（３）議題

議題１　新型コロナウイルス感染症対応に係る在宅型テレワーク等の実施について
（豊橋市提出）

●豊橋市趣旨説明

情報セキュリティの関係でテレワークが思うように進まないため、良い方法はないかお伺いしたい。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし
●回答に対する質問
豊橋市→尾張旭市
豊橋市：テレワークが 3 割、時差出勤が 2 割の結果を出している。テレワークの目標値の設定があるか、実施状況はどのようか。
尾張旭市：テレワークの目標値はなく、コロナウイルス感染症の濃厚接触者の休み方を在宅勤務としたため、結果として割合が増えたといった状況である。個人情報を持ち出せないため、テレワークはマニュアル等の作成や知識習得が中心であった。
　時差出勤については、全庁的な取組であるため、係長職以上は原則、時差出勤を行っている。通常の 8 時半出勤の他、7 時半、8 時、9 時、9 時半を出勤時間としている。

議題２　森林環境税について（岡崎市・知立市提出）
●知立市趣旨説明
　森林環境税が令和 6 年度から市県民税と一緒に徴収されることになる。総務省より公布された政令には非課税や免除の要件が記載されていたが、要件を検討すると非課税要件等が個人住民税と一致しない場合が考えられる。特に気になるのが国税である森林環境税の非課税免除の基準が住民税の所得要件以外で隣接している市の間で異なる、すなわち省令で示され、失業または廃業以外の事由で合計所得金額が前年比で著しく減少という部分について、具体的な判断基準の通知類が現時点ではないと思われる。例えば、甲市では所得減少の要件が所得 500 万円以下の人が対象となり、隣の乙市では所得 300 万円以下の人が対象になるといったように、この例では甲市の方が森林環境税の免除される対象が増えることになる。また、市民税では、所得要件について 2 級地については、政令では計算式で 31 万 5 千円という額が示されているが、県内の該当地は地方税の参酌で 32 万円であるため、5 千円の齟齬が出て、個人住民税は非課税、森林環境税は課税となってしまう。また、個人住民税と賦課徴収を合わせて行うことになっているが、法令上、個人住民税が非課税のとき、森林環境税だけを徴収できるものなのか。法令解釈上の疑義もあると先に取り上げられた東海都市税務協議会の要望書にもその旨の説明がある。ついては、今後、条例規則の整備も必要となることが想定されるため、参考にしたく、検討状況等お伺いしたい。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし

●回答に対する質問
岡崎市→春日井市
岡崎市：非課税減免の公布がされたが、「改正予定はなし」というご回答であった。この方針に変更はないか。

春日井市：改める予定は現在のところ考えていない。

岡崎市→豊田市
岡崎市：非課税基準を改正する予定とあるが、今後の議会への上程目途についてお伺いしたい。
豊田市：改正については、他市と足並みを揃えたいとの考えもあるため、議会への上程等は未定である。

岡崎市→愛知県・全市
岡崎市：2 級地について、愛知県外では、31 万 5 千円と 32 万円が混在しているところもある。愛知県は全ての自治体が 32 万円といった状況であるが、統一された経緯について情報をお持ちであればお伺いしたい。
議長：（情報なし）情報があった場合は事務局へ情報提供をお願いしたい。

知立市→全市
知立市：31 万 5 千万円に改正した場合、他課への影響について調査をされている市について、挙手をお願いしたい。
全市：岡崎市のみ挙手

議題３　マイナンバー情報連携の活用状況について（瀬戸市提出）
●瀬戸市趣旨説明
　税に関する各種証明書の交付発行等において、マイナンバーの情報連携が活用できる範囲が徐々に増えているにもかかわらず、保健所や公営住宅担当部署からの問合せ件数は多いままである。各市の情報連携の現状をお伺いし、状況に応じては、県等への正式な要望も視野に入れているため議題とさせていただいた。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし

●回答に対する質問
瀬戸市→名古屋市
瀬戸市：回答内容は概ね想定通りであった。情報連携の取組について、田原市と長久手市には個別に問い合わせをさせていただきたい。
名古屋市：県営住宅入居関係に伴うマイナンバー情報連携の活用について、県にはしっかりとご協力をいただきたい。

議題４　固定資産税の家屋調査における電子化について（小牧市提出）
●小牧市趣旨説明

県外には、家屋調査の準備や処理の簡素化を目指して電子化に取り組んでいる実例がある。本市では、固定資産に携わる職員数が減らされている状況もあり、簡素化を進めたいところであるが、先進事例もなく、コストがかかるというイメージが強いため前に進まない。そこで県内の状況をお伺いしたく議題とさせていただいた。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし

●回答に対する質問
小牧市→全市
小牧市：職員の研修についてお伺いしたい。職員の異動周期については、概ね 3 年から 5 年の周期が多いと聞いている。そこで、家屋調査におけるスキルの維持やスキルアップについて、効果的な研修等の情報があればご教示いただきたい。
豊橋市：研修ではないが、令和 2 年度に包括外部監査を実施した。監査では、固定資産の評価は特殊な業務であるため、人事ローテーションは長い方が望ましいというご指摘をいただいた。この監査結果については、人事当局へ投げかけている。また、市民税部門の賦課業務についても同様のご指摘をいただいた。

議題５　罹災証明書発行に係る損保会社との共同取組について（小牧市提出）
●小牧市趣旨説明
罹災証明書の発行に関して、損保会社との連携を担当する部署についてお伺いしたいため議題とさせていただいた。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし

●回答に対する質問
小牧市→豊川市・刈谷市
小牧市：協定を結ぶまでの経過と共同取組の実績等についてお伺いしたい。
豊川市：本市の場合は、令和 3 年 4 月に地域創生に関する包括協定を三井住友海上火災保険（三井）と結んだ。これは三井の方から話があった。現在は、罹災証明の発行訓練の実施について検討を進めているといった状況である。
刈谷市：本市の場合は、三井住友海上火災保険（三井）が 8 月からスタートした被災者生活再建支援サポートの記事、また、豊川市と包括協定を結んでいるという記事を拝見したことがきっかけとなった。その後、あいおいニッセイ同和損害保険（あいおい）へは本市の方から連絡をとった。この 2 社とは、包括協定ではなく、災害に限った協定を結んでいる。この他、損保ジャパンとも現在、締結の方向で動いる。
協定内容について、三井の場合は、被災者本人の同意が得られれば、三井から直接、市に災害状況や写真等のデータが提供される。また、あいおいの場合は、まず、あいおいが写真等を被災者に提供し、市へは被災者を経由して写真等が提供される

といった仕組みになっている。三井とは包括協定を結びたいと考えているが、担当は企画課となるため、まずは災害担当として協定を結んだといった経緯である。

議題６　罹災証明書のコンビニ交付について（小牧市提出）

●小牧市趣旨説明

　罹災証明書の電子申請には国も取り組んでおり、マイナポータルによる申請が今後、可能となると想定されるが、コンビニ交付については、別のシステムが必要とされるため、導入へのハードルが高いと聞いている。しかし、コンビニ交付は、利便性向上という意味で取り組んでいくべきではないかと考え、他市の状況をお伺いしたく議題とさせていただいた。

●議長による各市回答状況の説明

●各市より回答についての補足説明→なし

●回答に対する質問

小牧市→全市

小牧市：交付申請と発行の窓口について、本市では資産税課が担当となっているが、大規模災害等が発生した場合、資産税課職員も災害復旧の現場に出ることが想定されており不安がある。他市では、交付申請と発行の担当部署がどのように決められているかについてお伺いしたい。

知多市：罹災証明に関しては事務分掌に規定されていない。市の地域防災計画の中では総務部の担当とし、担当部局を決めるように記載されているため、本市でも課題となっている。現在、税務課では受付から申請までのマニュアルを作成している。また、発行や調査に関するシステム等の予算を要求しているが、事務分掌に規定されていないため、予算要求に支障が生じている。

小牧市：罹災証明に関わる事務は、災害者支援システムを使用した被災者台帳作成という防災に主軸を置いたものだと考えられる。そのため、防災関連部署が主軸となるのではないか。実際に災害が発生した時は、罹災証明書の発行は待ったなしで行う必要があるので、本市でも、マニュアルを改めて作成しなければならないと思う。今回、対応訓練の実施も必要であると認識することができた。

議題７　その他

●東海都市税務協議会の報告について（名古屋市）

名古屋市：東海都市税務協議会は、全国市長会の組織であり、全国都市税務協議会の構成組織である。愛知、岐阜、三重、静岡東海 4 県の各市で構成している。この協議会においては、税制改正に関する要望を取りまとめ、総務省への要望を主な活動としており、名古屋市が愛知県の幹事市として事務局を兼ねながら協議会全体の代表幹事を務めている。

　本年度については、4 月下旬に各市に対し、税制改正に関する要望の照会をさせていただいたところである。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各県幹事と調整の結果、7 月に幹事市会議を書面にて開催し、要望事項を決定させていた

だいた。総務省への要望活動については、8 月 24 日、名古屋市の東京事務所へ要望書を送付するとともに、東京事務所の職員が総務省へ要望書を持参した。配付先は、総務省の自治税務局長、税務担当審議官、企画課長、都道府県税課長、市町村税課長、固定資産税課長、企画課税務企画官の計 7 名である。要望事項の詳細については、令和 5 年度地方税制改正に関する要望書をご覧いただきたい。

議長：その他、会全体を通して、ご意見、ご質問等の発言をお願いする。

春日井市：森林環境税の関係で発言したい。これまで、愛知県を通じて総務省に何度か質問を投げかけているが、なかなか回答が返ってこない。愛知県においては、この問題に対して、市町村と一緒に考えていただくというスタンスでいただくことをお願いしたいと思う。

31 万 5 千円と 32 万円の算定基準の相違については、令和 2 年 11 月に総務省へ非課税限度額を千円単位ではなく、万円単位としていただきたいと要望したが、「あくまでも国税なので、全国の統一であり選択は認められない、個人住民税の非課税基準と連動させた取り扱いは認められない。」と正式に回答をいただいた。「それでは、国税の 1000 円のみを徴収するということでよろしいか。」という質問に対しては、未だ回答をいただけていない。

この会の冒頭、県課長補佐の挨拶の中で、森林環境税の導入に向けて各市町村で考えて頑張ってほしいという激励もあったが、市町村には裁量がない国税であり、市町村では何もできない状況というのを理解していただき、ぜひ愛知県から総務省に回答を聞いていただきたいと思う。

また、法第 7 条では、森林環境税は個人の市民税と賦課徴収をあわせて行うと規定されている。非課税基準が異なる場合において森林環境税単独で徴収するということは、市民への説明に根拠がなく困ることになる。単独で徴収することに対して、イエスかノーで答えていただければ済む話だと思うが、この質問に対しても回答がいただけていない。

なおかつ、月刊『地方税 8 月号』に総務省職員の個人的私見が掲載されていたが、その中に齟齬はないはずだというような文言があった。国から正式な回答は文書でいただけず、月刊誌に個人的な私見だけを載せられても、我々はどういった扱いをするべきなのか非常に困っている。回答だけでも早くいただきたいと思いこの場で発言させていただいた。

（4）次年度当番市の決定　豊明市

（5）閉会　市長会事務局　財政係長　瀧田 崇司